

公 告

都市計画の案について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、東京都市計画地区計画に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、同法第 17 条第 2 項の規定に基づき、本区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中に本区に対し意見書を提出することができる。

令和 8 年 9 月 24 日

千代田区長 樋口 高 顕

記

1 都市計画の種類及び名称

東京都市計画地区計画 神田錦町南部地区地区計画

2 都市計画を定める位置及び区域

千代田区神田錦町一丁目、神田錦町二丁目及び神田錦町三丁目各地内
（区域面積約 12.8ha）

3 都市計画案の縦覧場所及び意見書の提出先

千代田区九段南 1－2－1 千代田区役所 5 階
千代田区 環境まちづくり部 景観・都市計画課

4 縦覧期間

令和 8 年 9 月 24 日（木）から令和 8 年 10 月 8 日（木）まで